

ロシアによるウクライナへの軍事侵略と 核による威嚇に抗議する決議

2月24日にロシア軍はウクライナへの軍事侵略を開始しました。このことは明らかにロシアによるウクライナに対する重大な主権侵害であり、武力行使を禁ずる国際法及び国連憲章に違反するものです。

加えて、その武力行使はウクライナ住民の居住地にまで及び、民間人に大きな被害を与えていることから断じて容認できません。

開戦に際しプーチン大統領は核兵器の使用をほのめかし、ロシアを批判する各国を威嚇しました。このことにより核戦争の危険性はかつてなく高まっています。昨年発効した国連の核兵器禁止条約第一条では核兵器の使用禁止と併せて、使用するとの威嚇を行う事も禁止しています。

今年はビキニの水爆実験で被爆した第5福竜丸が建造されて75年目にあたります。串本町は福竜丸建造の町として核兵器の廃絶を願う取り組みを節目の年に行うと同時に、「非核・平和の町」宣言に関する決議を行うなど、核兵器のない平和な世界を真剣に希求してきました。

ここに串本町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略と核による威嚇に対し、厳重に抗議の意を表するとともに、ロシア軍の即時撤退を強く求めます。

また、日本政府に対しては、ウクライナ国民に寄り添った平和的な支援、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くされるよう、強く要請します。

以上決議します。

令和4年3月24日

和歌山県串本町議会